

令和元年度  
定期監査報告書

市民環境部（一部）

生活相談課  
市民課  
人権推進課  
総合センター

川西市監査委員



令和2年3月18日

川西市長  
越田 謙治郎 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 北野 紀子

#### 定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、別紙のとおりです。  
同条第9項の規定に基づき提出します。

記

市民環境部の内  
生活相談課  
市民課  
人権推進課  
総合センター



# 定期監査報告書

## 1 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

## 2 監査の対象

下記の監査対象部局に係る令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

また、必要に応じて地方自治法第 199 条第 2 項に基づく事務の執行についても監査を実施した。

市民環境部の内  
生活相談課  
市民課  
人権推進課  
総合センター

## 3 監査の期間

令和元年 10 月 25 日から 2 年 2 月 13 日まで

## 4 監査の方法

監査対象部局に対し、令和元年度の財務に関する書類（令和元年 9 月 30 日現在）の提出を求め、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務が法令の諸規定に準拠して処理されているかを主眼点として、関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

## 5 監査の結果

監査の結果、次のとおり事務処理の一部に改善、検討を要する事例が見受けられたので、適正な事務の執行に留意されたい（指摘事項等は、それぞれ監査時点のものである）。

留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

なお、前回の定期監査で指摘した事項について、措置又は改善がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理が行われるよう改めて改善に取り組まれない。

(注)本報告書における表示方法は、以下のとおりである。

- (1) 文中の金額                      万円単位で表示している場合、表示単位未満の端数は切捨て
- (2) 文中・表中の比率              表示単位未満の端数は、四捨五入

## 《 生活相談課 》

### 1 防犯カメラ設置事業について

#### (1) 市所管の防犯カメラについて

市所管の防犯カメラについて、業者と平成 29 年 4 月から 5 年間の賃貸借契約を締結し、各小学校区に 10 台ずつ、市内全域で 160 台設置している。

管理運用の取扱いについては、川西市防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱において、管理責任者等の責務、画像の管理、利用・提供の制限等が定められている。

同要綱の遵守状況を抽出確認したところ、特に指摘すべき事項は見当たらなかったが、防犯カメラの画像データは、個人のプライバシーの保護に配慮すべき重要なものであるため、引き続き、適正な管理運用に努められたい。

また、5 年間のリース契約期間が令和 4 年 3 月末までとなっており、次回更新時に向けた台数や設置場所について、地域の状況の把握に努め、適正な設置台数等の考え方を整理されたい。

#### (2) 防犯カメラ設置事業補助金交付団体について

市は、防犯カメラの普及を促進することにより、市民にとって安全で安心なまちづくりの実現に資するため、防犯カメラ及び周辺機器を設置しようとする自治会・コミュニティ組織等（以下「団体」という。）に対し、兵庫県が実施する防犯カメラ設置補助事業に併せて、防犯カメラ設置事業補助金を交付している。

団体が防犯カメラを設置する際には、兵庫県の補助事業へ応募することとなっており、応募条件として、適正な維持管理運用を行うため、団体に対し、運用責任者等の責務、記録した映像等の管理や利用・提供の制限等を定めた、防犯カメラ等管理運用規程（以下「規程」という。）の作成を求めるとともに、その規程を遵守する旨を記載した誓約書も、規程と併せて市に提出することになっている。

市は、団体から提出された規程及び誓約書に基づき、適正に維持管理運用されているものとしているが、市管理の防犯カメラと同様、画像データは、個人のプライバシーの保護に配慮すべき重要なものであるため、映像の漏洩等を防止するための安全対策が講じられているか、必要に応じて団体に確認するなど、安全対策の確保に努められたい。

### 2 川西防犯協会事業補助金について

川西防犯協会事業補助金は、川西防犯協会事業補助金交付要綱により、地域において防犯に関する広報啓発活動や地域安全活動の推進事業等を行う川西防犯協会に対して、当該事業に要する経費の 2 分の 1 を乗じて得た額と補助限度額である 210 万円を比較して、いずれか少ない額を交付しているものである。

当該補助金の、市補助対象経費については、課で内訳表を作成し補助事業の条件に適合しているかの確認を行っている。

補助対象経費の活動費の内、「夏期及び年末特別警戒活動支部補助費 50,000 円×18 支部 90 万円」は、協会から 18 の支部に補助費として交付しているものである。各支部の補助金の使途内容が市補助対象経費に適合しているかの確認については、課が、防犯協会事務局へ問い合わせ、適合していることを確認しているが、補助金交付の透明性を確保するためにも、

必要に応じて用途内訳の確認を行うよう、努められたい。

当該補助金は、昭和 46 年度から、市と猪名川町からそれぞれ同事業に対して交付しているもので、市は近年、補助上限額である 210 万円を交付しており、猪名川町からも 60 万円（30 年度）が交付されている。

当初は市と猪名川町の人口割で補助上限額が算定されていたものと推測され、度々の見直しを経て現在の上限額 210 万円になっているが、上限額の根拠及び妥当性について、明確とは言えない状況になっているため、検証する必要がある。

## 《 市民課 》

### 1 マイナンバーカード（個人番号カード）の交付について

マイナンバー制度は、住民票を有する個人に 12 桁の番号を付番し、複数の機関において同一人物の情報を相互に活用することを目的としており、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現等を進めるために導入された制度である。

課では、マイナンバーカード（以下「カード」という。）の申請に対する補助やカードの交付事務等を行っており、令和元年 12 月末時点における当市のカード交付率は 18.16%（国全体では 14.84%）となっている。国の施策において、カードに保険証機能を持たせるなどその機能が拡充される予定であり、令和 5 年度末における国の想定交付率が 95.9%であることから、今後の新規申請数は増加していくと予想される。あわせて、元年度以降に期限が到来するカードの更新が始まることもあり、窓口を増設するなど適切に事務体制の強化を図られたい。

また、今後の想定交付率と現在の交付率には大きな差があるため、カードの利点等について丁寧な広報を行い、希望する市民に対しては、より積極的に申請・交付の機会を提供できるよう努められたい。

### 2 戸籍総合システムの不具合について

令和元年 9 月に戸籍総合システムに不具合が発生し、戸籍に関する証明書が数日間発行できなくなった。証明書の発行については、マスコミへのプレス発表やホームページでの告知を行ったうえで後日郵送するといった対応を行ったが、手作業で証明書を作成する必要が生じるなど緊急を要する事例もあった。12 月に戸籍総合システムの開発・保守を行う委託業者から報告書が提出されたが、原因の特定には至らず、サーバ基本 OS システムファイルが破損している可能性が高いと報告されていた。

再発防止策として、サーバ構成を正副複数化したシステムの再構築が行われ、委託業者から障害発生時の復旧手順が示されたが、明確な原因が不明であるため、同様の不具合が再度発生する可能性は否定できない。昨年の対応で課題とされた点を見直し、マニュアルの整備や事前に関係機関と連携しておくなど、システムの不具合による影響を最小限に抑えるための対策を着実に実施されたい。

また、平成 16 年度のシステム導入後、随意契約により委託業者を決定しているが、令和 2 年 10 月にシステムの賃貸借契約が満了する予定である。次回の契約については、システムの重要性と住民等への影響を考慮し、技術力や専門性を含め価格以外の要素を総合的に判断し業者選定方法を検討されたい。

## 《 人権推進課 》

### 1 子どもの人権オンブズパーソン事業における調査相談専門員の人材確保について

子どもの人権オンブズパーソンは、子どもの人権を尊重し、確保することを目的として平成10年に条例化され、翌11年度から活動を開始して20年以上が経過している。

オンブズパーソンの活動を補佐するため、オンブズパーソン事務局(以下「事務局」という。)に4名の調査相談専門員(週4日勤務の嘱託職員。以下「相談員」という。)が置かれており、日常的な相談業務等を担っている。

近年、子どもを取り巻く問題が複雑化していることを受けて、相談員へは高い専門性だけでなく、様々な事例に対応できるだけの経験値も求められているが、このような経験値を得るには事務局で長期的・継続的に業務に従事することが必要である。

しかし、現在の相談員の平均在職年数が3.5年(31年4月1日時点)であることに加え、ここ数年毎年転職者が出てきており、人材確保が課題となっていることから、相談員が長期的・継続的に業務に従事できるように勤務条件等を見直すなど、人材確保の方策について検討されたい。

### 2 報償費の支払い遅延について

令和元年6月26日に開催された人権学習市民講座の講師謝礼(30,000円)について、支払い処理を失念していたため、2年1月9日に支払われた事例が見受けられた。同様の事例について、平成30年5月分の例月出納検査(30年7月26日)で指摘をした際、適切な会計処理の事務フローを定め、再発防止に努める旨の回答があったものの今回、支払い遅延が再発している。

このような事例が生じるのは、事務フロー等の作成にあたり、「課全体で確認する」、あるいは「複数の職員でチェックする」などとして、責任の所在を曖昧にしてしまうことに原因があると考えられるので、「いつまでに、誰が、何を行う」といった、具体的な手続きが明記されたものを作成することが望まれる。

また、事務処理誤り等について過去に指摘した事項については、部の共通課題として、同様の事例が生じないよう部内あるいは課内で原因等を検討し、再発防止に努められたい。

### 3 「広報じんけん9月号」の増刷について

広報誌に折り込んで配布した「広報じんけん9月号」について、下記のとおり400部の増刷を行っている。これは、被掲載者に対し、確認のないまま写真を掲載したことで、配布後に当該写真を差し替えたものを後日研修等で使用するために追加で作成したためである。

増刷によって本来必要でなかった費用が支出されただけでなく、被掲載者の市への信用を損なうことも危惧される。広報誌等の作成にあたっては、同様の事例が起きないように、誌面の作成・校正時の確認を徹底するなど再発防止に努められたい。

また、今回の対応策について、増刷分の作成が安易であり、最少の経費で対応できる方策の検討が不十分であると見受けられたことについて併せて指摘する。

・ 広報じんけん9月号                      391,180円(71,300部)    10/17支払



#### 4 市人権教育協議会等の会計事務及び市人権教育・啓発活動団体補助金交付要綱について

市が補助金・業務委託料を支出し、課が事務局として実質的な会計事務を担当している市人権教育協議会(平成30年度の補助金支出額182万円)及びかわにし子どもの人権ネットワーク事業(30年度の業務委託料支出額10万円)の会計事務(30年度)において、それぞれ下記の事例が見受けられた。当該会計事務については、公金に準じた取扱いが必要とされることから、事務処理方法を見直し、適切な会計処理が行われるよう留意されたい。

なお、市人権教育協議会への補助金について、課は市人権教育・啓発活動団体補助金交付要綱に基づき支出しているが、当該要綱において交付目的及び補助対象経費が明記されていない。

補助金は公益上必要がある場合において交付するものであり、交付された補助金に公益性が客観的に認められるか否かは、交付要綱に規定された交付目的に合致しているかによって判断すべきであるため、要綱において交付目的を明確にされたい。

また、補助対象経費が不明確であれば支出された補助金が補助対象事業のどの経費に充てられているかが不明確となるので、透明性の確保の観点から要綱において補助対象経費を明確にされたい。

##### ・市人権教育協議会

一部の支出について担当職員が立替え払いをしていた。

協議会規約第19条で、「この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。」と記載されているが、実際の会計事務は6月1日～5月31日で行われていた。

講師謝礼(合同研修会 7月9日実施)35,000円について、所得税の源泉徴収がなされていない。

##### ・かわにし子どもの人権ネットワーク事業

一部の支出について担当職員が立替え払いをしていた。

総会時等の賄について、担当職員が個人のクレジットカードで購入していた。

## 《 総合センター 》

### 1 総合センターの利用状況について

総合センター(以下「センター」という。)では、人権問題の速やかな解決を図るため、よみかき教室や学びのひろば(けんけんひろば)等の交流事業、人権啓発講演会・ビデオ上映会等の啓発事業、各種相談事業のほか、親子のふれあいや保護者同士の交流及び各種学童教室等の事業を実施している。

また、センターには250人が利用できる体育室兼集会室、和室、視聴覚室等の施設があり、センターの事業として使用するほか、貸館業務も行っており、主に、センターの設置目的に沿って、人権啓発を目的とした団体等による研修会や会合並びに福祉、教育及び子育て支援を目的

とした団体等の活動で利用されている。また、集会、学習活動等の目的外の使用も可能となっている。

平成 30 年度の施設の稼働率は 23.8%、令和元年度（1 月末時点）は 22.6%と低い稼働状況が続いている。

センターは人権問題の解決を図るために設置された施設であり、単に施設の稼働率の向上のみに注力することは適切ではないが、施設の有効利用を図るためにも、市等の公共団体や一般事業者に対し、積極的に研修等でセンターの利用を促すとともに、今までセンターを利用したことがなかった市民にも幅広く利用してもらい、センターの役割や活動内容を知ってもらうことも重要である。

さらに、時間帯別の稼働状況を分析し、特に利用がされていない時間帯の利用を促進するなど、効果的な方策を検討されたい。